

行為申請の流れ(公共ます設置等)

- 1 .

行為許可申請書

 【申請者】 (担当者の名刺を添付して下さい)
添付書類
 - ・位置図
 - ・平面図(工事平面図・排水設備の縦断面図)
 - ・構造図 等
 - ・公共汚水ます設置承諾書(公共ますを設置する場合)※上記書類を申請する際、排水設備工事の申請時期をお伝え下さい。
↓
- 2 .

行為許可通知書

 【横手市】 ※1週間程度で許可があります。
↓
- 3 .

工事着手届

 【申請者】
添付書類
 - ・現場代理人資格者証の写し
 - ・保険証写し(記号、番号等を消したもの)
 - ・一般(特定)建設業許可の写し
 - ・道路使用許可申請書の写し
 - ・地下埋設物確認書
 - ・使用資材承認図 等↓
- 4 .

段階確認

 【横手市】
 - ・本管の削孔立会い等、工種により下水道本管工事に準じて実施します。↓
- 5 .

工事完成検査請求書

 【申請者】
添付書類
 - ・竣工図面 (平面図、縦断面図、構造図)
 - ・工事写真↓
- 6 .

工事完成検査

 【横手市】
 - ・検査写真1部を後日提出。↓
- 7 .

工事完成検査確認通知書

 【横手市】
↓
- 8 .

公共下水道施設の寄付

 【申請者】

※下水道本管に対して近接施工するときも行為許可申請書を提出して頂くことがあります。

この場合は上記の流れと異なるので、別途協議とします。

様式は横手市下水道課ホームページに掲載しています。

(排水設備指定工事店および様式集 → 行為許可申請について)